

令和2年度 第17回運営協議会会議録

日時：令和2年5月15日（金）午後5時～

場所：天理市役所 特別会議室

出席者 10名

局長：皆さんこんにちは。大変忙しいところお集りいただきまして大変ありがとうございます。急ではございますけれども、第17回運営協議会を始めさせていただきます。まず管理者からご挨拶と進行の方、宜しくお願いします。

管理者：すみません、緊急にお集りいただきまして恐縮でございます。先般の運営協議会の場で、今度の臨時議会に向けて、焼却施設、エネルギーの方ですけれども、[]が最終提案者として決定させていただいて、これから仮契約、契約へと進んでいくとお話しした矢先でございましたけれども、少しお電話でもお話しした通り、緊急の状況になりまして。今日はその経緯と今後の対策についてご説明させていただきたいと思っております。すみません座って失礼をさせていただきます。一昨日でしたね、13日の午後に[]が本組合の事務局の方にお越しになりました。今日、経緯説明という事で、本社の[]という方が私の所に来らっしゃったわけなんですけれども、お配りしておりますのは三重労働局管内、四日市労働基準監督署のプレスリリースでございます。こちらに書いております通り資料2で事件の概要というのがありますが、去年の10月14日にこの[]の下請けの所が8mの位置の所から転落をされて骨を折られたんですかね、腰か何か。それがもう退院はされておるという事なんですけれども、リハビリは続けられておるという形で、そこそこ重い怪我をされたという事なんですけれども、本来そこには転落防止策を採るべきであったと、その部分を怠っておったという事で、労働安全衛生法違反という事で書類送検をされたという事でございます。今日もう少しお話しを詳しくお伺いしたら、この10月14日の後に労働基準監督署の方で若干ヒヤリングはあったという事なんですけれども、その後、特段[]の方には接触がないままに年度末にこれが出て、自分達としても認識をしたという事でありましたので、私共の入札に参加する時点ではこういう事故があったという事であるけれども、処分の所については全くその時点では決まっておらず、且つ先方としては謝罪されておりましたけれども、通常都道府県で多いのが、起訴された時点で入札資格が指名が停止になるという事の認識の中、営業であったり支店の方まで、うちの入札に参加するにあたって、本件がネックになってくるという認識が共有されていなかったと、局長、そうでしたね。

局長：はい。

管理者：という形でありました。経緯としてはこのプレスリリース以上の事を[]としても把握はできておりませんという事でありまして。ですから、その検察の方に送られていて、弁護士の見解では通常であれば2カ月とか、そんぐらいで一定の方向性が出るものなんだそうなんですけれども、特に今年はコロナの関係もあって、検察の人事異動なんかも乱れておる

ようであります。特に刑事事件、民事事件共に影響を受けている中で優先度の高いものから裁かれていくという事の中で、おそらく通常の処理のペースとは違っておるのかなという、これは推測ではありますが、そういった事でもあります。私共としてもこの事案というのは全く認識出来ておらんかったんですけれども、このプレスリリース2枚めくっていただきまして、横長の紙がございます。これが4月30日の掲載という事で、労働基準監督局監督課という所が各都道府県労働局が公表した内容を集約したものという事で纏めていらっしやいまして、その1枚、表紙めくっていただきますと、一番下の所に三重労働局という事で書いてございます。この紙を結局4月30日に掲載された後、県の方で確認をされて、それで5月の中旬にこういう事実関係があったんですかという事は、 の方に照会をされて、今我々の聞いている所では5月20日を目処にこの指名停止の審査会でしたかねをやるという事であるそうでございます。そこからちょっと又資料いきますけれども、奈良県の入札の指名停止に関する部分なんです、15ページの部分を見ていただけますでしょうか。入札参加停止措置要領のページ番号の15ページでございます、資料2です、すみません。そこに(4)と書いてある黄色の文字がありますけれども、ここの(4)で書いてあります法律の名前がずっと列挙されておりますけれども、関連法令の中にこの労働安全衛生法っていうのがギラッと出ておりまして、その所で重大な違反という中に、逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等を言いたいという事でもあります。その最初の部分の、又は、までを見ていただいたらという事なんですけれども、書類送検をされた時点で の場合は指名停止の対象になる、ここは都道府県によってバラつきがあるそうでございます。ただ、本件の状況について、県の課長の方にも確認をさせていただきましたけれども、やはり直近でいつだったか が入札停止になった時がありましたけれども、 の方のトンネルの案件で40億程の規模だったそうですが、その際にもまず事故が発生したという時点で議会の方にかけるのをストップをかけられて、実際にこういった処分が下った時に速やかに指名停止になって入札はやり直したと。県としてはですから通常そういった行動を取っておるというお話しでありましたので、今回20日に審査会という事ですけども、基本的には外形的な要件は揃っておるので、おそらく指名停止という事になるであろうと。それが遅くとも25日までには結果として出るというお話でありました。それぞれの市町村でお持ちの要領というのは違うと思いますが、資料3で天理市の要領をちなみに付けさせていただきますと、法律の列挙の仕方は同じです。ちょっと逮捕され、書類送検され、起訴されっていう形で天理市は書いておるので、見方によっては起訴までいった場合に停止かなという所はあるんですけども、ただ、通常今まで県の方で指名停止になられたという場合には、それぞれ市町村で停止されておるというふうに思いますので、基本的に本来やっておる通常の流れの例外的な事をしてしまうと、何らかの作為が疑われるという部分、或いは余程合理的な理由が必要なのかなというふうには思っております。続きまして、その流れでいった場合に本組合の今回エネルギー回収型の入札にどう影響があるかが資料4なんですけれども、まず資料4の8ページをご覧くださいませでしょうか。8ページの下に黄色く塗ってありますけれども、これが応募者等の参加資格要件になります。ウのところにございます通り、我々10市町村のどっかで指名停止措置を受けている人というのは、構成員又は

協力企業となる事はできないというふうにしておりまして、続いて 10 ページでございます、ちょっと紙をめくっていただいて。これは今回のケースなんですけれども、この参加資格の確認③と書いてあるとこのウでございます。正に現状でございます、落札者決定の翌日から締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募グループの構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合に本組合は落札者の決定を取り消すというふうに明記をした形で対外的に公表しておいたという事でありまして、今、縷々申し上げましたけども、こうなったらこうなる、こうなったらこうなるという部分がほぼ自動的に読み込んでいった場合には取り消すという今の部分の結論まで繋がってくるという事でありまして。何か作画的じゃない形にこの例外的な取り扱いというか、何か対策はないのかという事も大分、県の方と相談をいたしました。例えば今、書類送検されている段階でありますので、これは不起訴になった場合はどうなるんだという事でありまして。つまり、その検察の方で書類送検はされてきたけども、起訴に値しないという判断をした場合がどうなのか、これは県としては、例えば2カ月の停止期間を設けていて、1カ月後にこの指名停止を受けた場合には、その時点で解除されると。ただ遡及的に戻らない、つまり元々無かった事にはならないという事でありまして。ですので、一旦この指名停止を打ってしまった後に、仮に不起訴ですという事であったとしても、基本的にこのウで書いてあった、取り消すという結論の所は残念ながら変わらない。ただ、我々がもう一遍仕切り直して入札プロセスを始めた時に、向こうの年季が明けておられたら、それは参加はできるっていう事になるわけでございます。なので資格を失わせないという方法があるのかという、これは非常に今となっては可能性が少ないんですけども、すなわち我々が 10 市町村のどっか1つたりともなんですけど、停止をする前に不起訴が確定をしていた場合には、これは県の判断としても検察が悪質性がないというふうに判断したという事になるので、仮に少しのタイムラグの間に県が停止を打っておいたとしても、市町村側が検察の判断という、要は客観的なものを見て停止をしなかったという事はこれは説明がつくであろうという事でありまして。それが私が電話で申し上げた時に 99.5%難しいですと言った 0.5%ぐらいの部分でございます。それについて法的見解はどうかという事を今日 []の方に事務局の方からも尋ねておいたんですけども、[]の立場としては、[]の顧問弁護士の認識としては、これは起訴されるような案件ではないと。もう少し具体的に申し上げますと、ホッパーみたいなところって言うてましたっけ、本来防止柵をつけておる施設が大半だけれども、その形状によっては下から上げてくるようなもんがあって、柵があると非常に邪魔なんであると。なので柵を付けておる所は多いけども、その施設は付いてませんでしたと。しかし、しょっちゅうメンテナンスをする施設ではなかったの、毎回やる時には立入禁止区域みたいなのをちゃんと設定をして、そのルールの下で落っこちひんようにやってたんだと。又法律の中で例外規定があって、運用上それがあつたら支障になる場合っていうのは必ずしも付けてなくても大丈夫と読み込める部分があるんだと。そういうような話は労働基準監督署との間でやったんだけど、でもそれは最大限、柵をやつてその必要な引き上げの部分だけスリットでも入れとつたらよかつたんじゃないんですかというような突っ込みを受けて、それから先、やり取りはないんですというお話しでありましたので、公判になった時にご自身らが勝てると思つてるとかつていう所はあるのかもしれないですけども、じゃあ検察の判断にどうかつていう事、相場観からすると、自分達の弁護士も起訴にならないだろ

うという事を言ってるけれども、それはあくまで[]側の人間の言ってる事であって、それがじゃあ必ず不起訴になりますというふうに責任を持って応えられる事はこれはできない。まあ当たり前でございますけれども。且つ検察からまだ呼び出しも何もない状況なんで、じゃあいつ不起訴になるかっていう事はこれは分からないし言えない。問い合わせをするのも、検察っていう所は自分らの判断に外部からチャチャ入れてくるっていうのは一番嫌う事で、それは有利に働く事はないので、基本的に自分らから仮に弁護士を通じてでもですね、大体どんな感じでしょうか、みたいな問い合わせをするという事もこれはできないんで、これは完全に待ちの状態ですという話です。ですから、事務方にはちょっと何て言ったか分かりませんが、何となく言外にはもうちょっと様子見てもらえんかなという雰囲気もないではなかったですけども、じゃあこれがあと一月待つ、二月待つ、或いは3カ月、半年待つ、それは不起訴になる可能性にかけて待つっていう事なんです、そうした時に絶対不起訴になるという保証はどこにもないという事と、いつまで待ったらいいのか分からない。仮に待った挙句にやっぱり仕切り直さないといけないっていう事になると、当然、完成の時期というのはずいぶん遅れてしまう。また、県の方が指名停止をしているのに、我々、事実を知った状態でずっと塩漬けて置いとくっていう事とになってしまいますんで、そこで何故置いといたのかという事が、よっぽどきちんとした説明がない限りは、あたかもこの決定者に必ず取らせたいという為に今やっておったというふうにとられても致し方ないというのは、我々、今説明申し上げた通り、ガラッと参加資格を欠いた場合には結局取り消すという事を対外的に公表しておるので、それが議会であれ世の中であれ、或いは他の企業であれ、これここに書いてある通りになんてならないんだっていうふうな事を言われた時に、今、不起訴という事実があればいいんですけども、ないっていうこれが現状、ありのままでございます。ここにおいて、仮に取消した場合ほどの影響を受けるんだっていうのが、最後の資料5のこのスケジュール工程表でございます。今、分かっている時点でという事なんですけれども、概ね令和6年2月、令和5年度の末にできる想定で今までできていたものが、やはり1年ちょっとは倒れて、令和7年の今4月っていうふうになっておりますけども、このぐらいにはなってしまうだろうと。それは何故かという事なんですけれども、その黄色い工事に入るまでの過程でございます。本来だったらこれでいうと我々、5(6)の最後の矢印の本契約に向けて締結の作業に入っているはずの時期でありましたが、それまでのプロセスをやり直さないといけないと。勿論色んな書類でそのまま使えるものというものはありますので、内部作業というのは省略できる所がございます。しかし仕切り直しという事は、もう一遍、要件に合う限りはあらゆる企業が同じ条件の元で戦えないといけないので、仮に[]であれば私は晴れて自由の身にさえなれば、全く同じもので今すぐこの瞬間にも出せますっていう事であったとしても、結局、他の事業者にとって公平公正じゃないといけませんので、基本的に今、紫の枠線で白抜きになっている部分っていうのが事業者がやる部分なんです、ここは詰める事ができない。ここを詰めてしまいますと、既に準備している所が有利になって、今、素面から始める所は不利という形になってしまうので、公平性があるという事にならないわけでございます。今日、皆さんに諮らせていただきましたかったのが、まず、この状況を踏まえてこの取消というコースに進んでしまうのか、いやいやちょっと待とうという事なのかっていう部分がまず1点と、もう1つは仕切り直しになった場合に、これは一応参加要件ももう一度見直す

というようなパターンになっております。それは何故かと言いますと、これ今回が2社応札、3社応札だったら又これ話違うんですけども、結果的に1社だったと。ですので同じ条件の元でやってしまうと、今は忙しくて出してこなかったけども、次は出すわっていう企業がないとは言えませんけれども、そもそも予定価格決定の時からあんまり当たりがなかった。ですので実際には1社の見積価格で予定価格を作ったようなのが我々の状況でございましたんで、仕切り直したけれども、結局又1社しか出せへんような蓋然性が高いやり方をしてしまうのかっていう部分にどう答えるか、或いはその1社ももうケチついたから辞めとくわと。基本的に準備を相当やっとするからあんまりないのかなとは思んですけども、そこが出してこなかったら相当不落の可能性も出てきてしまいます。そうなった時にこれでやり直して、もう一遍、不落っていう事になってしまうと、更に延びてしまうのでそこは我々だけではなく勿論専門家の方に意見を聞かないといけないわけなんですけれども、一旦、作業工程としては、もう一遍、ちゃんと見積を取って、予定価格を仕切り直してそれで公募プロセスをやっていくっていう場合に極力詰めてどんな影響かっていう事で、一応は書かせていただいております。だから、全く同じ要件であるっていう事だったら、もうちょっとだけ縮まります。そうしますとマテリアルの方が下の長さになっておりますので、大体同じぐらいになってくるかなという事ですけども、ただし、これはエネルギーの方はその間ごみをどう処理するかという問題が当然出て参ります。本市の場合でも、山添村、川西町、三宅町も同じですけども、6年2月までなんとか騙し騙しってというような感じだったんで、事と次第によっては一定期間、民間に出さないといけないっていう部分も出てくるかなと。それはもう1個裏返しになるんですけども、不起訴になる可能性にかけてちょっと待ってみるっていうふうにやると、結局、その間、追加的にかかってくるリスクの部分と天秤にかけて賭けに出るっていう事にはなってしまいますので、その部分も含めて判断をしないといけないという事でございます。ちょっと全体像が、認識を合わせないとなかなか判断いただけないかなと思いましたが、先走って全てお話しをいたしましたけども、ちょっと分からない部分がありましたら、まずご質問からお受けしたいと思いますが、事実関係の部分で分からないという所が何かございましたでしょうか。如何ですか。

■■■■：僕、死亡事故かなっていう、先走って思ってたんやけど死亡事故ではないんですね。

管理者：死んではないです。亡くはないです。だから、その社会的に滅茶苦茶ショッキングでフューチャーされた事故だったらむしろはっきりしてたんで、もっと早く気付けたのかもしれないですけども。ただ、書類送検されて、それが指名停止になるっていうのは亡くなられてなかったらオッケっていうものではないんです。

■■■■：ただ、これ管理者ね、先程から県も御市のやつも説明聞いて、今、概略の話し聞かせていただいたらね、これを待つて例えば不起訴となるかならんか分からへんよと。待つてやるという事についてはやっぱり疑惑を招くと、それでのも前にも前にも市議員が色んな意見述べておられるような状況もありますやんか。そんな状況の中でこれを待つてという事ってあまりに付度し過ぎと違うかと。何かあるんかいというふうに疑われるのも片腹痛

い話ですよ。

管理者：仰る通りです。

：ただ、一から仕切り直してやるよという事だったら、これだけ期間が違てくると。その間の例えば各町の費用的な問題、これやっぱりプラス分として出てくるわけやから、その辺をどう判断するかやと思います。ただ、この状況の中で待つて変な疑いをかけられて逆に議会で認められないというような大失態を犯すというような事があってはならないと思います。

管理者：仰る通りです。案件自体が飛びかねません。

：そういう事を考えたらね、仕切り直しというのが、自ずとそういう結果になるんっちゃうかな。

管理者：今、仰っていただいて、他ご意見まずお伺いできたらと思いますが。

：このスケジュール見たら、又これ一本で出来るん違うかというような感覚にもなってくるような気がするんですけど。上と下。マテリアルとごみ焼却。これ見たらそれだけの差やったら又元の姿で一でやるというような形にも何かこう時系列から見たらそういうようにも見えてくるんですよ。

管理者：まあ何の偶然かそのあり得ない理由によって、2つが両方共仕切り直しになってますんで、結果的に元々同じぐらいのペースでできる計画を立ててきましたから、それが合ってくるっていう事です。

：だから、元々の予定よりこれで何年ずれ込むんです。

管理者：1年と2カ月程、14カ月程ですね。

：ただ費用的な問題や。

：あれですよ、そういう問題はあるにしても再度入札に出すとなるとすれば、若干仕様書とかいらわんでええのかいな。

管理者：それは次の論点として、勿論そうです。まずは今、順を追って、取消止むなしという部分についてがご異論もあろうかと思ひますし、ご意見もあろうかと思ひます。まず森町長どうぞ。

：ほんとに全体的にやっとな今理解させていただいた状況で、ちょっと驚いてるんですがこ

ここまで来ていたらやっぱり仕切り直しが一番、まあ[]言わはる通りじゃないかなと私は思います。確かにこの1年と2カ月は非常に皆さん苦勞される事になると思うんですけども、それでもできるんやったらそっちの方を選ぶのがベストかなとは思います。

[]: ここまでギラっとうたわれてる中で説明責任果たすという所で、逆の説明をするっていう事の方が至難の業かなと。[]仰るように、これに基づいてやはり仕切り直しましたという方が説明責任を果たす上でもしていきやすいのかなというふうに思うんです。

管理者: 如何に我々は公平、公正かという証にはなるでしょう。

[]: その観点からも仕切り直しというのは必要かなと思ってるところです。

管理者: ありがとうございます。順番に。

[]: 私も今仰った通りやっぱりやり直して適正な手続きを進める方がいいとは思いますが、次、もう1回やって同じ事が起きる恐れも当然あるので、こういった大事業についてはこういうのはリスクは常につきものなので、お互いに割り切る必要はあるかなと、あと色んな費用が発生するという事もそれはもうやむを得ないなと思います。

[]: 先程からの意見と同じで、事実もはっきりしてますんで、それをまあ無理無理やった方がやっぱし後で色んな問題が起きてくるかなと思うんで、今ずっと各町長仰ってるように仕切り直していかなという事を思っております。以上です。

[]: 皆さん仰ってる通り外形的なものも変えようもないのであれば、やむを得ないのかなと思います。

[]: もう同じ、ご苦勞を掛けますけど。

[]: 私は代理ですけど、皆さん仰るような事で、説明責任を果たしていく上では仕切り直していく事になっていくと思います。

管理者: これ[]には電話ですけどご説明させていただいて、やむを得ないだろうと。皆さんの決定というのを尊重したいという事でした。ただ、今日はあまりにも事が重大なんで、[]からどなたも聞いていただかないわけにはいかなかったんで、どなたかご代表という事で[]にお越しいただきました。ありがとうございます。そういたしますと、いつのタイミングかという部分については、順番からすればまず県が審査会でどうされるのかという部分があるかと思えます。それで指名停止という形になれば25日までに出ればちょうど議会の日でございますので、県の方でこういう経緯で指名停止になりましたという事を全体協議会で私の方からご説明せざるを得ないのかなと。勿論事前に説明はしないといけないというのは今、補正予算に仮契約に向けて債務負担行為が載っております。

たんで、まずそれを取り下げないといかんという部分が出て参りますので、取り下げた上でこの事実関係が分かってる中で債務負担行為を上げるっていう選択肢はないと思いますので下げさせていただく中で県決定を受けて我々10.市町村の方でも指名停止の措置をそこから取りまして、それを受けて参加資格がなくなったので決定を取消ますという事実関係を対外的に公表させていただくという事で流れとしてはよろしいでしょうか。はい、すみません。ありがとうございます。

：それでね、その後の話やけどね、この一旦取り下げてやってしまうと。で、もう一回入札公告打ってやるわけですよ。その時にこのが参加させるのかさせへんのか。

管理者：基本的に2カ月程度ですね、県で打たれるのが、この案件であれば。仰ったように亡くなったとか滅茶苦茶悪質性があるとかっていう話と違うので、2カ月3カ月と仮に見たとしても、このスケジュール表で見ていただきますと、実際に参加資格申請書作成っていう所にくるまでが2年の11月からいいんですね、11、12でなんでその時までには年季明けとるっちゃう事なんです、それは参加はできます。理論上は。

：これはあれですか、いわゆる検察が起訴、不起訴の判断とは別に県は。

管理者：一応、県はそうなるっちゃう事です。で、いいですよ。だからもう。にも大分話しておったんですけども、その可罰性云々っていう所だけを見てっていうのも、事故があったっていう事実確認の部分で打ってるっていうふうに解すしかないですねっていう反応でございました。つまり要は書類送検に値するような事実関係があったっていう事自体は重く受け止めるという形、だから結果的にそれがどういう刑になるか云々っていう所で判断されているのではないと。逆にいうと一回それで停止して又有罪になったから、もう一遍、打たないといけなくて、その人が参加できないとかっていう事ではないんですよ。過去に何かあった人はダメっていう話になりますと、大企業、大手ですからあらゆる案件やってますから、常にかすり傷も一つもないっちゃう人はそんなにやっぱりあるわけじゃないんで、もうそれは仕切って参加できてたらっていう話。だから私も今日の方のやっぱり余談を持った事は言えなかったわけなんですけども、基本的に我々の手続的な流れとしてはこうですと。で、仮に不起訴の決定を待つっていう事は、そこに何か恣意性が働くので、余程の理由が成り立たない限りなかなか難しいでしょうと、且つ、待つっていう事はその期間遅れるわけなんで、そこで追加負担がそれぞれの市町村で発生する。その追加負担が、何でこれなったんやっていう時に待ってたんですという説明では公金の扱い方として我々としては説明が立たないであろうと。ただ、じゃあそれを恨みに思ったり、悪意があってやるっていう事とは違いますからねと。御社は御社なりの説明は聞きましたと、それについて私が良いとか悪いとか大した事ないとかっていうコメントをする立場にはないけれども、単に事実関係として認識させていただきますと。ですので、1点の加点もなければ1点の減点もないし、前出した人だったなあというふうな扱いにも全くなりません。つまり全くの他人が来て全く新しいものを出してくると何ら変わりはない。

りませんという事で、その通り言いましたよね、僕。

局長：はい。

管理者：まあ言っておりますけれども。

■■■■：考えたらこんな事案、大したことあらへんやん。

管理者：これ契約が終わってりゃよかった。別にこれを、契約が終わってれば。

■■■■：別に工事にこんなんつきもんでっせ。

管理者：そうですね。まあそうですねって言うといけないんでしょうけど。

■■■■：たまたまこういう形になってしもたから、これはもうしゃーないですわな。これ表に出たやつやもん。

管理者：はい、まあそういう事です。

■■■■：死にもしてないし、こんなん工事につきもんですやん。別に。

管理者：だからこれ契約さえ結んでおればですよ、それを取り消さないといけないような瑕疵は発生しなかった。

■■■■：こんなん別に大した事ないで、こんなん。

局長：事案自体は大した事ない。結果として出てくると対応としては今言った形で対応するしかない。

■■■■：これ発表しよらへんかったら、分からへんかった。

■■■■：こんなん大した事あらへんやんって思うけどそうはいかんわな。

管理者：年度末に取り纏めたんでしょうけど、労働基準監督署が。

■■■■：ただ、さっき局長にもチラっと言うてたけどね、普通であれば普通の大手のところであったら、例えばそういう事案があつて、もしこういう形になるやも分からないという場合であつたら、ちょっと事前に実はこういう事起こって、まだ結果分かりませんが、ちょっとご報告だけさせてもらいますとか、何らかの申し入れが普通はあるような気はするんやけどな。

管理者：まあ■■■■仰る部分は分らないです。ただまあ向こうの今日仰ってた言い分としては、自分らとしては対策を採ってなかったわけでは決してないと。労働基準監督署とのやり取りの時には、なんちゆう事をしでかしてんねんみたいな感じでは全然なく、その後、全く聴取というものなかったと。書類送検なり何だったり打つ時には代表者呼び出されるのが常だけれども、基本的に専務までであって、代取の資格があるもんっていう形でもなかったという事の中、自分らとしても書類送検されるっていうプレスリリースが出るまでは申し訳ないですけども、きちんとその辺りを認識できてなかったと。ましてや本社サイドはこういう事案があるっていう事は分かっていたけれども、こっちの入札部隊の所に全員が周知するっていう所までではなかったんです。私はあくまで向こうが言った事を言うだけであって、私がそれを真に受けたと申し上げてるわけではないんですけど、取り敢えずそういう説明があったという事は。

局長：■■■■にしたらこの案件で指名停止になる事はないという思いを持ってたと、5月7日に県からこういう事象があったんかっていう確認があって初めてそういう認識をしたという事は向こうは申し上げます。

管理者：そもそも、■■■■が起訴の前に停止を打つっていう事も、申し訳ないけど分かっていたいなかったという。通常の起訴があってというパターンだという認識であったそうなんです。

■■■■：案件がな、まあ別にどうって事ないっていうような感じでみんな会社も思ってるわけやん。こんなこれくらい別にどうって事ないわと。

管理者：事故をされた方にとっては重大事だと思いますが。そんなに深刻に捉えられてなかった可能性は否定できませんね。

■■■■：もう十分やわ。

■■■■：ボヤいてもしゃーないけどもう1カ月後やったらもう契約してんねんね。ほんまの話。

管理者：まあ2カ月かな。

■■■■：まあこれぐらいの案件でね、そんなきついようなそんな事には普通はなれへんと思うわ、こんなんで。

■■■■：不起訴となってもそれなりにちよつとこれは罰金やな。

管理者：50万以下ぐらい。6カ月以下の懲役又は50万以下の罰金。

■■■■：最初は懲役あらへんもん、罰金やな。

管理者：その、我々も。

■■■■：仕切り直してやって又ここが、ここしかないってなったらなんかもう外野がやかましいわな。

管理者：まず、一旦そうしますと1点目の論点としては、取消に関してそういうタイムスケジュールであって、今度の議会の補正予算組み直すっていう部分についてはご理解いただいたという前提で要は話させていただきます。次です。仕切り直しになった場合に、結局どういう形で仕切り直すか。今、■■■■仰っていただきましたけども、これで不落は我々としては時間的余裕を考えたらあり得ないと思っておりますし、そもそも参加資格要件で1社しかそもそもの予定価格の際の見積が出てこなかったっていう状況ですから、あれだけ議会でも言われ、我々としてはそういう作爲はなかったという報告書まで作成をしたような状況でありましたんで、これでまた当該■■■■しか出られへんような仕組みでやんのかっていうふうに言われるのは、正直難しい点もあろうかなと思っております。ただ、過去に我々が議論した時には、特定事業者もう1社からDB+Oではダメなんですかという照会があり、その企業に付度したと思われてはいらんので、元々考えていた条件のままいきましょう。理論上は当時6社くらいでしたっけ、入れられるんだから、競争性は理論上は排されてるわけではないんだから、もうそのままいきましょうという事で決断した経緯はあるんですけども、今回こうやって取消になって、その人しか来ない蓋然性が高いと。或いはその人すら来なかったら不落になっちゃう可能性もあるという事を含めて判断をするっていう事だと思うんですけども、この点については他皆様、如何でしょうか、つまり一番大きな点の実績要件です。

■■■■：一番難しいわな。

管理者：はい、要求水準は変わらないです。つまり、我々今、環境影響評価も終わっておって、こういう性能、こういう環境を満たすものを造りなさいっていう事なんで、造るもの自体っていうのは、求めるものっていうのは何一つ変わらない所は今まではそれを造れるであろう人を絞り込む為の参加要件に、過去10年以内にDBOが一通貫で実績がある人じゃないとダメっていうふうにやっておりましたんで、まあ年数ですね、一つには。年数をそのままにするかっていう部分と、要は能力さえあるという事であればDBOがそれぞれバラバラの案件であったとしてもかまわないというふうにするか、ただし、それは我々は先輩方に申し上げるのも恐縮ながら、専門家ではありませんので、今日この場で決めるという事ではなく、見直すなら見直すっていう事で、至急に今回の事業者選定委員会の委員長と副委員長ですけど、そういった皆さんにこういう状況だけども、実績要件どうしますっていう部分も相談した上でその回答を聞いて、それでまあ専門家もそれであつたらちゃんとしたものを造れるだろうと言ってくれるんだつたらっていう運びじゃないとまずいかなと思っております。ただ、それをやると先程申しました通り、エントリーする方の数が増え得るので、予定価格をそのままいけません。つまり前見積っていうのは結果的に■■■■

だけが出してきたやつで見積ってますから、参加要件広げて潜在的 가능성이広がるんであれば、もう一遍、見積から取って、その見積を基に予定価格を組んだ状態でやらないといけないので、その分の時間は掛かっちゃうと。ただ、それを入れ込んだスケジュールがこれでございますんで、これより短くしたかったら今のままっちゃう事なんですけども、数カ月の時間をとるのか、どうなのかっていう部分です。その点については[]からもう既にご意見いただきましたが、すみません逆の順番でいかせていただきますけども、どうですか。

[]: まあ私ちょっと答えにくいんですけど、実際の所、競争性の事で議会の方でも問題になったっていう経緯があって、実際、議員の方からはもう少し安くなったんじゃないかという事で疑問は投げかけられておりましたんで、これで予定価格の見直しをしていただいて、実際に見積の徴取以降に予定価格より下がっておる状態であれば、本来、競争性が発揮できたという事で、説明の方もし易いのではないかと思います。

管理者: はい、ありがとうございます。下がるかもしれないし上がるかもしれないし分からないです。

[]: 仕切り直して又再度していただくという事で、前回は1社しか応募者がなかったという事で、今回も又何社か出てくるか分からへんけれども、出ないかもいう事なんです、... 自体を改正して、今後、停止になってる2カ月経ったら解除なるその業者も入れてね。

管理者: 実績要件を緩和する方向性は良いという事でよろしいですか。[]如何ですか。

[]: なかなか判断が難しいなと思いますね。じゃあ当初からなんでしてへんのかと... 必要ですし、まああと次この[]が条件変わった時に参加するのかどうかというのも分からないので、なかなか判断難しいですね。何とも言いようがないですね。

管理者: 条件変わってというか予定価格がグラッと変わって、それじゃあ採算がっていうふうに思われなとは限りません。

[]: そうですね。

管理者: はい。

[]: 何とも言いようがないっていうのが正直な所です。

管理者: 後は今ちょっと補足しますけれども、マテリアルの方は単純な仕切り直しなんで、特に要件変えずにいこうという事にしていますんで、マテリアルの方と少しその条件設定に差異が生じる部分はございます。ただまあそれは今回取消になる経緯があるので、より競争性の所を働かせざるを得ないという取消た事業者しか出してこない蓋然性は如何なものか

っていう事で、説明がつくかというふうには思いますけども。それやったら初めからやっ
とけよっていうふうにも言われるという事ですね。如何でしょうか。

■：今、■言うてるん、正にその通りやと思うんやけど、ただね、もし条件変えなかつ
たとしたら、結果的に■が当然これ参加資格あるんやから参加しはったらいいわけ
ですわな。せやけどこの会社は前の条件も唯一参加しはったとこやから、条件変えんかっ
たら又ここですわ。

管理者：まあ蓋然性は高いです。だからそこまで出来レースかっていうふうにもそりゃ言われる、
より言われる可能性が。

■：そういう想像はできるわけですよ。それから考えた時にね、説明の理屈が成り立つ
のかなど。結果的にはそりゃ当然取らはったら、それはそんでええ話やけども、やっぱり
競争性のお話であるとか、今、取り下げるといふそういう説明から考えた時にね、ちょっと
やっぱり条件を変えるといふか、あまりこう低くしてしまうとさっき管理者言うてはるよ
うにあまり大きくなり過ぎてもこれ難しい所あるやんか。

管理者：勿論その経審だとかそういうのは変わらないと。基本的には実績要件ですね。有り得る
としたら、局長。

局 長：そうですね、先程DBOっていう話がDB+Oとかそういう部分の参加要件を広げると
いふ所は、これも又専門の先生と協議しないとイケない。事務局としてもなかなか答え出
しにくい所なんで。

管理者：勿論そうです。

■：ただ、そやから同じ条件で又やるんですかというふうになってしまうんやろね。

局 長：だから仰ったようにね、今のままでいくと今、特定の業者の為にやるような形を取られ
るのも事務局としては一番辛いところで、要件は変えたいというのは本音の所ですけども。

管理者：だからそれはですよ、どこまでかっていう所は専門家の先生の判断っていうのを聞かせ
ていただくけれども、まずは全く同じっていうのは具合が悪かろうから柔軟に考える方向
性は持って、運営協議会で諮ったっていう相談の仕方にその場合はなるんだと思いますが。

■：せやからちょっとそこは柔軟姿勢を持つ方がいいと思いますわと言うてあまり条件のね、
レベルを下げてしまうというのは絶対よくないと思いますわ。

管理者：それはそうでしょ。

■■■■：だからその辺は専門家の先生方と相談していただいて。

管理者：ちゃんとこれの、我々が求めてるものを造れる人だっていう。

■■■■：そういう条件を考えていただくという方向性を持ってもらったらいいのかなとは思ってますよ。

管理者：こういうお料理作って下さいっていう話です、我々は。だからその為今までどっかの高級料亭で何年間は勤務した人じゃないとというふうに言ってたのを、作れる人だという事を言えるんだったらいいですっていう話であって、和食作れない人でも何でもおいしければいいですみたいな感じの広げ方では当然ない。■■■■如何ですか。

■■■■：かなりちょっと難しい。ただし、話出てますように説明責任ていうか、公平公正って言うのか、そういう事でうまく乗り切っていただけたらなと思います。先程出てる理由もちょっと専門家の先生ですかね、ご意見を頂戴して進めていただけたらと思います。

■■■■：入札をやり直すとなれば、条件を変える作業が当然出てくると思います。結果として1社の応札しかなかったからという事をやり直す以上は競争性を高めるという事を又求められるのではないかとこのように思いますので、やはり■■■■仰るように、むやみやたらに広げるのではなく、この施設が適正に運営できる条件を専門家に相談をしていただいて決めていただいた方がいいのではないかと思います。

■■■■：まあ開札も終わってますし、このままの条件でいくという所ではやっぱり1社有利になるんじゃないか、この状況のままにいくんじゃないかという逆の疑惑、疑念も抱かれるかなというふうに思うので、適正な範囲の中の変更という所をする事によって、説明の時に■■■■も仰ってましたけども、難しいんじゃないかという所も、一旦こうなったけどこれがあつたからこうしましたという時系列を追って説明する事によって、その辺りもクリアになるのかなというふうに思いますので、そこは柔軟にやっていく必要があるかなというふうには思います。はい、もう皆さんと一緒に。結論から言えば、先程から出てるように専門の先生方の話をまず聞いていただくという事が一番大事かなと。やっぱり他から見られてもそこはこれでよかつたって言っていただけるような要件緩和にさせていただいたらありがたいなど。

■■■■：若干、要件緩和をするという事でもこの仕事がちゃんとできるという専門家の先生のお墨付きまでいただかないといかんと思います。その上で要件変えて再入札するという事、これはもうこういう事になった為にあつた事という事は必ずついてきますんで、だからやっぱりやむを得ずこうしたんだという、その理屈が通ればやり直した方がいいのではないかと。今、管理者仰ったように、老舗でないといふ言てたけど同じ機能は少し新しい企業でもちゃんとできるという証明ができればこれはやむを得ずという事になるやろ

な。

管理者： [] どうですか。

[]： いや、まあね、現状のままでやるのは難しいから変える方がいいと思うんですけど、結果として又1社になった時に。

[]： そやから [] が言うてるな、それやったら最初からやっとかんかいと、こう言われた時の。

局長： 最初もね、当然参加する業者の数はあるんですけども、たまたま状況の中で1社しかこなかったという結果だけなんで。

管理者： だから何て言いますか、元々我々、競争性なくす為の条件設定をした訳では決してなかったと。あの時点では、ですから実際の企業数と実績数を見た時に6社くらい手を挙げられるはずだという前提の元であの条件設定をしてたっていう事なんで、その判断をした時と、でもこの条件設定にしてみたら現実に来そうな所は1社しかないっていうのを分かった時点とでは、我々もその判断できる材料というのはこれは違うんだと思っております。だから前に条件を決めた時に1社しか来ないとか、特殊な技術を求めてこればもう1社だろうという事を考えて、或いはそれを想定して動いてたという事だったら、何でその時の判断と今が違うんだっていう事になると思うんですけども、市場動向っていうものについて実際に当たりをつけていって、結局判断できる材料が変わった。ただ前は、とは言いながらも1社実績要件さえ緩和してくれたら俺は入れるのにみたいな事を言ってきた事業者に言われたから変えるっていうのでは、それはちょっとその事業者に配慮したが為に変えた形になるんで、もうこれは元々の考えのままいきましょうという事だったわけなんですけれども、逆に今、我々 [] だけを何かしら有利に進めようとしてたんじゃないかっていうふうな事を向けられるのは、非常に問題は大きいのではないかと。結果的に間口は広げたけれども、間口を広げてより可能性を広げたけれども、転がったらそれはそれでもうしゃないんだというふうに思いますけれども。

[]： それはそれでええんちゃいます。

管理者： その今日、この議論のちょっとポイントは必ず残しといて下さいね、今出た話。ですから懸念点を示していただきました皆さんに。こういう議論が出たやつを総合的に判断したらばこうなったっていう部分をちゃんと記録として残しておいていただけたら。今大体どの選択肢についても、それは100%の正解でもう片方が100%の間違いですっていう議論では皆さんなかったと思うんです。それぞれに考慮しないといけないポイントがあると。 [] 仰っていただいたポイントというのも当然クリアしないといけないんですけども、総合的に見た場合には今の情勢か、一旦はちゃんとした適正なものを造れるという、お墨付きという言葉をいただきましたが、まずはその専門家に諮るのではなからうか、こうい

う方向性でもういっぺん検討してみて下さいっていう事をお諮りするっていうのが、今日出していける限界なのかなというふうに思うんですけども。■■■■どうでしょう。

■■■■: よろしいです。難しいですね。

管理者: 難しいです。

■■■■: 軽微な変更で変更したって言い切るのか、抜本的に変えるかによって又受け止め方も。

管理者: 事務局どうですか、どなたでも結構ですよ。だから私はまああれですけど、能力的な部分で外形的に変わるような部分をいたずらにさわるのではないのかなというふうに思う。だから端的に経審自体がガラッと変わるとか、ただその今まで示してたような実績要件の部分をどこまでだったら柔軟に解釈できるのかっていう事だと思うんですけども。

課長: やはり抜本的に変えると今、■■■■仰いましたが交付金の関係がございます。やっぱり交付要件で2分の1補助がもらえるようなものを造れる参加要件でないとやはりダメだと思いますので、今、管理者が仰ったように能力に関わる所はあまり変えたくないなというふうなのは事務局側としての考え方でございます。実績の年数であったり、或いは処理能力の実績とかですね、そういった所を専門家の先生に一度お諮りしてそういった所は可能性がないのかと。ただまあ今100tというのがちょうど今回284tを造る所の、ちょうど基準の所になってございます。200tを超えて300t以下という所の効率を造らんとあかんから1炉100tで2炉で200tというふうになってございますんで、ワンランク下げてそこは造れるかどうかというふうになりますと、ちょっと我々では今判断しかねます。ただ見える形でっていう事だと思うんですがそういった所でいける可能性があるかどうかというのをお諮りしたいというふうに考えてございます。

管理者: 仰ってるのはエネルギー回収率とかちゃんと担保されないと2分の1補助受けられないと。

課長: そういう事です。

■■■■: だから管理者ね、基本的な部分しっかりと持つ部分は変えずに、さっき管理者言うてくれはった、経験の例えば10年っていうのをもう少し、例えば5年が適当なのか7年が。

課長: 今回の場合は実績は年数増やした方がようさん拾えるんで。

局長: そもそも循環型形成推進交付金は16年でしたかね、そこから計算して10年っていうふうに設定してますんで、今ずれる分だけは12年になるのか。

管理者: 前の考え方は単に数字ではなくて一応私の認識では、今の制度の下で基づいてやった事

がある人の方が今の制度を知ってるだろうからっていう事で仕切ったはずで、後はDBOでやるんで、その1個の施設においてD、B、Oを全部やった事があるっていう人だという認識だったんですけども、これはまずDはどっかでやった事があるとかBはどっかでやった事があるOもやった事があると、ただそれ一気通貫でやった事はないという人までも入れるのか入れないのか。ただそれはあんまり我々の所で言うと又何でそういうふうな判断をしたんだっていう事になってしまうので、やはり仰っていただいた通り、骨の部分は変えるわけじゃないと、造れる能力の部分で緩めるわけではないと。

：基本的な部分は絶対変えたらあきません。変えたら絶対ややこしになりますわ。

管理者：まあちょっとそういったご意見が出てきていたという事を、私共の方から委員の先生方にお諮りをした上で判断していただけないかという事をお諮りするということでもよろしいでしょうか。

：専門的な部分、我々分かんわ。

管理者：よろしいですかね。これ・・・にもちょっとお伝えいただいて。そういたしましたら先生方も。

局長：1点だけ。管理者がの名前お二人挙げましたけれども、これは極秘事項になっておりますんでここだけの話として下さい。

管理者：そういたしましたら、先生方いつちちょっとアが取れるかっていう所はできるだけ急ぎたいと思います。6月議会それぞれ始まってしまうと思いますので、できる事なら来週早々にでも我々お話しをしていって、25日議会でお集りいただきますんで、こんなお話しでしただっていうぐらいは感触なりともお話しできたらなと思いますんで、ちょっとその議会の後の時間をもう少しだけいただけたらありがたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。勿論最終的には紙の形にして、又新しい要綱に纏めていかないとイケませんので、そこで正式的には諮っていくという事にはなりますけども。

：これあれやな、議会の方にも出てるねんな。

局長：今は要するに決定の債務負担行為をする形で今作ってますので、その辺の説明をちょっと後でお願いしようと思ってたんですけども、選出議員もう説明終わってる所があるんですよ。今残ってるのは上牧と高田だけなんで、他の議員には全て債務負担行為を議決いただく形で作ってますんで、当日差し替えさせていただきたいと思うんですけども。

管理者：ちょっと時間的余裕からして、事務局の方だけで全部回りきるのがちょっと困難かなというふうに思っております、こういう事案があったので差し替えられると。

局長：本来ならば臨時議会は決定の議決をいただく為の議会なんですけど、それをなくして他の補正予算の議会という形に変えさせていただきたいというふうに思ってます。

：その趣旨は各選出議員に僕らから。

局長：できましたら選出議員にはその旨だけお伝えください。

管理者：まず前振りをしておいていただけますと。

局長：当日議案を差し替えさせていただくという事をお願いしたいと思います。

：うちはまだ説明してないんやろ。

局長：それは我々行きますんで、その時に又説明させていただきます。

管理者：資料としては今の1番から5番までと同じものをお示しをさせていただいて、5番もうちょっと情報量ザックリにするかもしれませんが、こういう形ですという一連の、だからこうだからこの取消の所に至るんですっていう流れは説明をさせていただいた上でいけたらなというふうに思っております。エネルギーについては概ねこれでよろしいでしょうか。後すみません、長くなって恐縮なんですけども、マテリアルの方なんですけど、今下の段を見ていただきますと、工期が3つ書いてございます。この3つ書いている理由は元々ちょっと長い目を取っておりました。つまりエネルギーと同じタイミングで開きゃいいやと思っていたので、その分長かった。ところが今まではマテリアルの方だけを仕切り直さないといけないっていう事の中で、ちょっとでも工期を短くできひんかという事で考えておりましたんで、それをちょっとでも短くっていう話でやりますと、更に短くしたパターンが2つ出て参ります。1つは上の方の焼却施設と同じタイミングで出来上がればいいやというふうにしているのが②番。③番というのは目一杯短くしたケースです。これはコンサルの相場観でつけたものです。ただ③までやってしまうと若干懸念されるのが、ひょっとしたらそれが入札に参加する人にとってここまで短くしてしまうと縛りになってしまう可能性があるという事を懸念をしております、これまででしたらちょっとでも遅れを挽回しないとという発想が強かったんですけども、事ここに至ってはこっちだけ急いでもそんなん仕方ないかなというのもあるので、それであれば入札が極力競争性も働きやすいように②番くらいでもいいのかなというふうには考えておるとい事で事務局いいんですね。

局長：はい、そうです。

管理者：よろしかったですね。ここは何が何でもマテリアルだけ先に、ちょっとでも先にという、勿論、積替施設が造られてマテリアルごみをどうするかっていう部分もありますので、ちょっとどちらを優先すべきかって所あるんですけども、今の時点で完全に決定しないといけない事ではないけれども、いつまでにこれ決めたらいいの。大体。

局長：いつまでと言われましてもそりゃ、これから協議していく流れの中ではもう決まってる方がいいわけですけども。

管理者：工期をギリッと外に出すのはいつですか。実施方針とか要求水準書の中とかで入ってへんかったっけ。

局長：要求水準書の中には当然入ってきますけれども、それまでに。

管理者：実施方針とかの所に入ってくる。

局長：当然もう1回要するに配置換えの計画を見直さなあかんので、そこで業者の意見を聞かなかんわけですから、その辺でも工期っていうのは示していかなあかんのかなど。

管理者：一定の工期を示さないで。これで行くと元々がこっちも2月までだったんですけど、5年の。あゝ6年の2月。

局長：元々は合わせてたんで2月になるように、本来はもうちょっと早く工期的には少なくとも済むわけですけども。合わせてたど。

管理者：だから②番でいって14カ月プラスです。それを凄く詰めようと思ったら10カ月くらいで済んでるんですね。

局長：そうですね、これはだから焼却施設は決定してるっていう前提で早くせなあかんという事で、無理やり縮めてる所がありますんで。

■■■■：これでいったらセットバックするやんか、前の河川のどこ。河川のどこの工事はどうなるわけ。

局長：河川の工事というのは基本的に。

■■■■：防御。河岸の防御ちゅうのか。

局長：基本的にだからそちらの方に駐車場とかを配置する計画をしておりますので、要するに浸食の対策というのは、どこまですれば対策になるかというのは答え出ませんので、難しいかなとは思います。

管理者：率直には県の方でどこまでやるかっていうような議論が今の時点では具体的には。

■■■■：簡潔に言うとね、駐車場の整備工事をする事が防御になるという。

管理者：いやいやそれは違う。やっぱり防御しようと思うと。

局長：あくまでも施設に影響が起こらないように配置換えをするけども、駐車場の所で千年の雨については浸食される可能性はありますよという事ですね。

管理者：それは万々万が一、極めて悲惨な雨が降った場合はもう駐車場の部分はしゃーないというところであります。

：いや、違うねん。そこに例えばちょっと工事的に注力するというようなものの考え方を
するんやったら、この工事期間っちゃうのは結構見やなあかんっていう事になるよな。

局長：そうですね。その辺は今の所は計画に入ってないです。ただ配置換えをしてどういう形
で収まるかっていう所をこれから検討せなあきませんので。

管理者：やはりむやみやたらに予算上げられないと。基本的にはずらす事だけに留めておきたい
という部分がございます。その為にも1軒の家についてこないだお諮りをいただいたわけ
ですけれども。

局長：まあその辺なんです。

：はよ仕上がっても焼却施設ができてなかったら、マテリアルで出てきた残渣、上にあげ
れない。

局長：その通りです。

：だからそれ運んで処理できなかつたら意味がないので。

：意味ないやろ、だから別段早く出来上がるという事よりもペース的には同じようなペー
スで。

管理者：そりゃやり易いですね。

局長：竣工は同じ時期という事でよろしいでしょうか。

：それでええんとちゃうんか。

：同時進行でしたら作業もし易いでしょうし。

管理者：元の計画が両方共綺麗に後ろに下がるっていう。

■：さっき■チラっと何か言うてはったんは、これとこれと同じ業者でもっていうような話やったん。

■：いやいや俺言うてたんはほぼ完成が一緒やから、元の原案に戻るんかなとちょっと思ってたんです。

■：一発で2つ共発注するという。

■：あれを無理無理河川の話があつて割ったわけやん。元々は1本やったやん。で、又戻るんかなっていう思いがあつて、あれをやり直すとならばね。

局長：あの分けたというか要するに設計施工監理が一括で発注してたのが一括でできないので分けさせていただきましたけども、元々施設建設では別々の発注にはなってますんで。

管理者：施設建設は別です。

■：プラント主体のとこと、一般建築やもんな。

管理者：必ずしも一緒にする必要はないっていう話。

■：せやから別に急ぐ必要ないんやから。

局長：もうそれに決定していただいたら。

■：同じ時期に上がれるようなペースでええんちゃうん、そっちの方が。片方だけはよ仕上がってもしゃーない話やの、これ。

管理者：如何でしょうか、他ご意見とか。基本的には合わせていくという考え方でよろしいでしょうか。

■：はい。

管理者：我々もこう2度ですね、こんな仕切り直しの事態が。

局長：もう1点専決の話をしたと思います。

管理者：専決の話はあれですね、エックスの延長ですね。

局長：エックス、今マテリアルリサイクルについては工期の延期と追加の費用計上させていた

だいておりますけども、今まだ指名停止されていない中で焼却施設の工期の延期と追加の費用を上げるという事はできませんので、ダメな場合はエックスの工期の延期と追加費用が伴ってくるんです。それを専決させていただくのか、新たに又臨時議会を開いて補正予算を提案させていただくのかという所なんですけれども。

管理者：正直それだけの為にとちょっと臨時議会っていう事ではないかなと思っておりまして、今度の議会で取り消して仕切り直さないといけないっていう事をご説明をさせていただいて、じゃあ何で今日上げへんねんっていう話になると、まずは25日までに県の決定で、その後我々の方の指名停止、それで取消の決定という形になるので、その後でないとし予算をつける理由としては立たないので、専決をさせていただきますと。額の見込みが分からないの、ざっくり。

局長：額は大体。

松係長：見積ベースで1,400万だったので、おそらく1,000万前後くらいかなと。

局長：今、単純に請負率を掛けなくて1,400万というのは出てきてます。

管理者：ちょっとその額も含めて、全協でご説明させていただいた上で、専決でいいでしょうかっていう事をお断りをその場でさせていただこうと思うのですが、よろしいでしょうか。まあ色んな所で追加費用も出てきてしまうかと思いますが、凄く楽観的にみれば競争性働いてもし2社になればぐっと下がるわけなんで、取り戻せるかもしれないし取り戻せないかもしれません。こればかりはもう何とも言えないんですけども。

管理者：そういたしましたら今日ご参集いただきまして、まず県の方の審査の結果という所をちゃんと見ていきたいと思いますが、結果出た段階では出来るだけ速やかに仕切り直しを進めるように進んでいきたいのと、補正予算は組み換えさせていただきます。この間にまず専門家の方にどういう形の条件緩和があり得るかという事は、我々の方から諮らせていただくという事で。期せずして2つの施設が同じ歩みができる事になりますので、そういう方向性で調整していくという事にいたしたいと思います。で、又各市町村のご担当レベルとはこの工期がずれていく事によって、それぞれどういう影響が出てくるのかっていう事を議論していただかないといけません。本来の6年2月から14カ月程倒れる間、どういう形でごみ処理をしていくのかという事になって参ります。積替施設を本来の期限に合わせて造っていただくっていう部分が、見方によっては幅ができるという事ですし、その辺りのご対応、事務組合として共同で取り組んだ方がいい部分と、できるまではそれぞれが動くっていう部分だったり、ちょっと色んな整理も出てこようかと思しますので、そこはまず担当レベル会議の中でもやってるんですね、定期的には。

局長：最近担当者会議を、本来する予定だったやつを流しましたんで、又その辺は。

管理者：だから今回の議会の後に、もう一度担当レベル会議の方も今回の事を受けて情報を共有した上で、各市町村毎にどういったやらないといけない事が出てくるのか、そのT・D・Oの部分を整理させていただく上に、我々がチーム全体なのか、或いは又この組合の元でそれぞれ又組合作っていただいたりするので、その中で議論すべき事、全体で議論すべき事、各個別に対応すべき事をきちんと整理をしていく中で、できるだけ協力をしながら乗り切っていけたらなというふうに思っておりますので、どうぞ宜しくお願いを致します。すみません、こんな形で本当に申し訳なくて。

：管理者、事務局にご苦勞かけますけど、もうこれスキッとすっきりしましょうね。かなわんわな、こんなももう。

管理者：まあ災い転じて福になるようにしたいなと思っておりますので。

：2社の競争になるっていうのが世間体一番よろしいやん。

：結果良かったなって言っただけのようにね。

管理者：そうなる事を祈りつつ、私も厄払いか何か。

局長：管理者のせいにしといて下さい。

管理者：すみません、宜しくお願いします。又議会、宜しくお願いします。ありがとうございました。

以上

